

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和4年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和3年11月29日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

ほっとスクール「希望丘」運營業務委託

(2) 目的

不登校の状態にある児童・生徒の居場所を確保するとともに、集団生活への適応、情緒の安定、基本的生活習慣の改善、基礎学力の補充等、社会的な自立や学校生活への復帰に資する支援を行うことを目的とする。

(3) 対象者

- ①心理的理由等により不登校の状態にある世田谷区在住の小・中学生
- ②その他、区が認めた者

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、契約については令和4年度予算配当を条件とする。

※令和5年度～令和8年度についても、本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と随意契約を締結する予定である。

※契約は単年度ごととし、当該年度の契約内容等については、その前年度に別途区との協議により決定する。

2 応募資格

令和3年1月1日現在、法人格を有し、次に掲げる要件をすべて満たす事業者であること。

- (1) 平成28年度以降、国又は自治体における不登校児童・生徒支援に関する事業等を実施し、良好な実績があること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する法人でないこと、及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 法人税・法人事業税・都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 確実に履行することができる提案内容とすること。ただし、履行内容については区と協議のうえ決定すること。

3 審査基準

本公募では主に以下の点について審査を行う。

(1) 提案書の内容については以下の基準により審査を行う。

- ①不登校児童・生徒支援施策への基本的な考え方は世田谷区・国の施策を踏まえたものか
- ②本業務の趣旨を踏まえた取組み方針であるか
- ③開室日・開室時間の計画は適切であるか
- ④業務の運営体制は適切であるか
- ⑤職員の採用方法・採用基準等は適切であるか
- ⑥職員の研修体制・内容は適切であるか
- ⑦倫理綱領の内容・確認体制は適切であるか
- ⑧安全管理・危機管理体制は適切であるか
- ⑨関係機関との連携・協力体制づくりへの考え方、取組みは適切であるか
- ⑩「心の居場所」の運営にあたっての考え方・取組みは適切であるか
- ⑪学習指導の実施にあたっての考え方・取組みは適切であるか
- ⑫ICTの活用にあたっての考え方、取組みは適切であるか
- ⑬参加型体験活動の実施にあたっての考え方、取組みは適切であるか
- ⑭在籍校等との連携した支援にあたっての考え方、取組みは適切であるか
- ⑮卒業・進学に向けた支援にあたっての考え方、取組みは適切であるか
- ⑯区直営ほっとスクールとの連携、交流にあたっての考え方、取組みは適切であるか

(2) 上記(1)の基準のほか以下の点の適否についても審査を行う。

- ①国又は自治体における不登校児童・生徒支援に関する事業等の実施実績は、良好かつ本業務を実施するに十分であるか
- ②安定的に事業を運営できる財務状況であるか
- ③特にアピールしたい特徴として記載された内容は特徴的かつ本業務実施にあたって効果が期待できるか
- ④経費見積りの金額及び内容が妥当なものであること、また区の予算額を超えないこと。
- ⑤プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性

4 実施説明書の交付期間、場所及び方法

令和3年11月29日(月)から12月13日(月)午後5時まで、区ホームページ(ホーム>「事業者の方へ」>「子ども・教育」>「「ほっとスクール「希望丘」運営業務委託」の公募型プロポーザルの実施」からダウンロード可能。

5 公募スケジュール

本公募における審査等のスケジュールは以下のとおり。なお、応募状況等によっては、スケジュールが変更になる可能性がある。

内容	日程	備考
手続開始の公告日	1 1 月 2 9 日 (月)	
説明書の交付	1 1 月 2 9 日 (月) ~ 1 2 月 1 3 日 (月)	区ホームページからのダウンロードによる。
参加表明書の提出期限	1 2 月 1 3 日 (月) 1 7 時	持参または郵送（書留郵便に限る）とする。
プロポーザル招請通知	1 2 月 1 5 日 (水)	参加資格を満たしている業者へ、プロポーザル招請通知を郵送で送付する。 参加資格を満たしていない業者へ、非招請通知を郵送で送付する。
質問書の提出期限	1 2 月 1 7 日 (金) 1 7 時	ファクシミリまたは電子メールで提出する。 質問内容及び回答は、全事業者へメールで送付する。
提案書の提出期限	1 月 1 9 日 (水) 1 7 時	持参に限る。
第一次審査	1 月 2 0 日 (木) ~ 1 月 2 4 日 (月)	
第一次審査結果通知	1 月 2 4 日 (月)	結果通知は、全事業者へ郵送する。
第二次審査	1 月 2 7 日 (木)	
第二次審査結果通知	1 月 2 8 日 (金)	結果通知は、全事業者へ郵送する。
契約締結	4 月 1 日 (金) 予定	

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

免除とする。

(3) 契約書作成の要否

審査により選定された事業者と提案内容を基に随意契約を締結し、区と選定事業者の双方で契約書の作成を行う。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

下記の本件担当部課に同じ。

(5) 関係機関への取材制限

「(4) 関連情報を入手するための照会窓口」以外への本業務に関係する区役所担当部署等への直接問合せ・取材等は、選定結果が公表されるまで行わないこと。

(6) 費用の負担

本公募に参加するために必要となる書類作成費、交通費、通信費等一切の費用は応募者の負担とする。

(7) 情報公開

当該案件に参加を表明した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を区が公表することについて了承の上で参加することができる。

(8) 著作権の帰属等

本公募に関して作成した書類等の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、区は、事業者決定の公表等で必要な場合には応募者が作成した書類の内容を無償で使用できるものとする

なお、提出書類は理由の如何を問わず返却しない。

(9) 書類の修正・虚偽記載

参加表明書及び企画提案書は、それぞれの提出期間を経過した後は応募者からの申出による書類の修正、差し替え、追加、撤回等は一切認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は失格とする。

(10) 追加書類の提出

区が必要と認める場合は追加書類の提出や記載内容についての説明を求めることができる。

(11) 事業実施状況の確認

区が必要と認める場合は応募者の事業の実施現場を訪問、確認し説明を求めることがある。

(12) 当該業務に直接関連するほかの業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

有 (同一事業 令和5年度から令和8年度)

ただし、各年度の予算の配当を条件とする。また、契約の履行状況等により随意契約を締結しない場合がある。

(13) その他

詳細は説明書による。

7 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号 (※)

世田谷区役所第2庁舎3階37番窓口

世田谷区教育委員会事務局 教育政策部 教育相談・支援課 担当 吉野

電話：03-5432-2670 (※)

ファクシミリ：03-5432-3041 (※)

E-mail: sea01300@mb.city.setagaya.tokyo.jp

※ 令和3年12月17日(金)まで。12月20日(月)以降は以下のとおり。

〒154-0023 世田谷区若林5丁目38番1号

教育総合センター1階統合事務室

電話：03-6453-1511

ファクシミリ：03-6453-1534